

# 中國歷代盟書遺物的初步考察

呂 靜

盟誓是基於人類的神靈崇拜以及在此延長線上產生的對神罰的恐懼心理，而出現的制約個人恣意行爲的古老風俗。在律令制度推行以前，作為有效地維持社會秩序的手段盛行於世。宣誓通常有口頭和書面兩種形式。雖然在盟誓的功能上此兩種宣誓方式具有同樣作用，但是當誓言記錄在玉石銅鐵等堅硬的材料上，永遠留存在世間的新手法的出現，仍然述說著其深含的社會歷史意義。古代中國盟誓盛行，並且採用盟書，成為世界文明史上的一個特殊現象。本文在調查、收集歷代盟書遺物的基礎上，就盟書展開了系統地考察。

中國三千多年前就十分嫻熟地使用成熟的文字，但是最初並沒有被作為記錄盟誓或製作盟書的用途。西周晚期少數記錄契約事件的如“矢人盤”等青銅器銘文，雖然留下了一部分誓約文，但是完整盟書的出現是春秋時代。近年出土的一萬餘件晉國玉石盟書，說明瞭《左傳》等傳世文獻所反映的這一時期盟誓以及盟書盛行的歷史真實。

戰國秦漢以後，隨著中央集權體制的建立和行政律令制度的成熟和推行，個人及其在社會中的秩序、地位都被安置在集權體制的行政網絡中，對個人行爲的制約，通過行政法律手段得以實施，盟誓不再成為維持社會秩序的主流方式。但是在中央集權體制之外、在律令、法規所不及的場合，尤其是國與國、國與族之間國界的契約協定，皇帝、主君對臣下的特赦許諾等，依然需要通過盟誓對宣誓者加以制約，因此國、族間的邊境線界定盟誓，皇帝賜予臣下的鐵券之誓，成為戰國秦漢以後盟誓的特徵。

# 中国古代の盟書遺物に関する一考察

呂 静

はじめに

盟誓は、未開の社会において人と人之间存在したコミュニケーション手段である。人類は一つ社会的存在である。1  
個体、もしくはある集団の行為が反社会的・反公共性が現れるとき、慣例から外れたこの種の行為に対して、否定と懲罰の訴えを起こすことになる。個人、あるいは集団の恣意的行動に拘束および制限を与える必要がある。しかし、そのときには、双方もしくは各方に対して、いずれかを凌駕する超権力者が出現せず、裁判を決し難いとき、双方もしくは各方が、共に崇拝する神の前に面して誓約し、その誓約に違背することが神罰を招かれる心理によって、自由行動を制約することになるのである。これが、盟誓発生の理由と推測できよう。

世界の多くの民族・部族はいずれも、盟誓によって人間関係を調節し、社会秩序を維持した段階を有していた。ヨーロッパ中世では、封建制のもとで、家臣が封建領主に対する「忠誠宣誓」が盛行した。古代のバビロニア・ユダヤ・インド・ギリシア・ローマなどの社会では、盟誓は単に個人の日常生活に存在するだけでなく、往々にして公的な

法律レベルにまで見受けられた。日本を例にとると、盟誓の発生は、古代社会において盛行した「神判」<sup>(1)</sup>と関係があり、盟誓は神判の性格と類似しており、また刑事訴訟における一つの手続きとして、裁判に利用されていたのである。近年、絶え間なく出土する古代の官・私文書において、盟誓が訴訟過程における手続きの機能を果たしており、それが日本に存在しただけではなく、<sup>(2)</sup>古代中国でもかつては非常に流行したことが明らかになったのである。一九八七年に湖北省荊門市の南、包山二号墓より竹簡の公文書が発見され、訴訟と裁判の際に、原告または被告の証人として、証言を行う前に誓った事例が記録されていた。<sup>(3)</sup>

盟誓は汎世界的な事象である。中国古代は、ほかの民族と同様に、律令制度が確立するまでに、いわば、中央支配体制がまだ建てられる前に、世に盟誓が盛んに行われた。古典文献により、一四二年間の春秋時代の歴史を記録した編年体の歴史書である『春秋』には、盟・誓・会・遇・聘など関連する四五〇余件の史実が記録されており、中国古<sup>2</sup>代の盟誓が盛行し発達していたことは、世界史の中でも特例であるといえる。そして中国古代社会の盟誓におけるもう一つ注目されることは、盟書の普及のことである。

盟誓は宗教的な祭祀儀式である。牛・羊・犬・鶏など動物を殺し、牲血を取り、そして、参盟者が順に牲血を啜り、最後にみな神へ誓いを行う。この一連の呪術的な祭儀には、盟者が宣誓するのは、最も鍵となる核心の部分であるともいえよう。当事者が神に対して陳述するところの「自分が将来何をなすか、あるいは何をなさないか」は、さらに進んで、「もし自分の誓言に背ければ、神の懲罰を受けよう」<sup>(4)</sup>などといった自分への呪詛を宣誓することになるが、それは盟誓というこの種の行為が存在する基本的な前提なのである。誓うときは通常、参盟者の心中の堅い決意は、「口頭」の形で表されていたと推定される。「口頭宣誓」および誓辞を文書化したものである「盟書」という二通りの方法

で表現される。大衆が文字になじんでいる現代社会においても、盟誓のとき、口頭で誓いを宣言することは、ごく普通なことであるが、文字が発生する以前、あるいはまだそれが普及する以前の誓辞が口頭で行われたことは当然であろう。これは盟誓において、文書化された盟書も口頭で述べられた盟辞も、同様に効力あるものと認められていたことを示す。だが、このような宣誓形式の変化が起こされることの裏には、画期的な意味を持っていることと物語っているであろう。<sup>(5)</sup> すでに出土した史料を分析すると、春秋時代の盟誓は通常、まず史官・祝・巫・覲などの専門職の人員が盟書を作成し、それから玉石・金属上に刻み込み、盟書が完成すると、盟誓の儀式で当事者が読み上げるのである。儀式が終わると、ただちに盟書の原本を河川や湖に沈めたり、山に埋めたりする。盟誓の儀式を行った祭祀場の祭祀坑にもそれを埋め、別に副本をもって国に戻るのである。古代社会の盟誓および盟書が流行っていることによつて、今日に盟書遺物を残したのである。

前世紀の六〇・七〇年代に、山西省侯馬市と河南省温県で一万数千件の春秋晩期の晋国盟書が発見されて以来、<sup>(6)</sup> 盟書の研究に関しては、少なからざる学者が及んでいる。例えば、一九六九年一月に山西省侯馬市に春秋晋国盟書が出土した後、陳夢家は早くも「東周盟誓与出土載書」の論文<sup>(7)</sup> を発表し、そこで「載書（盟書）」に論究した。吉本道雅は侯馬盟書の一部が公表された後、一九八五年に「春秋載書考」<sup>(8)</sup> を発表した。そして一九九〇年には米国のハーバード大学のスーザン・ウェルド(Susan Weild)がその博士論文の第五章で、侯馬盟書・温県盟書の研究を中心として、盟書の書式を分析した。<sup>(9)</sup>

中国における盟誓が、早く新石器時代に発生し、春秋時代の全盛期を経て、しだいに衰退期に向かい、ゆるやかに長い歴史を経過している。今日の学界は、盟誓の研究について、わずかに春秋時期のみに限っている。筆者のこれま

での春秋盟誓研究の延長として、中国古代の盟誓をより系統的に研究するため、本稿では盟誓に関する伝世文献と出土資料を対象とし、それぞれの歴史段階の盟誓遺物について、全面的に整理と検討を行うこととする。

### 一、春秋以前の宣誓および誓い文の記録について

盟書とは、盟誓を行う際、誓い言葉を記録媒体に書き留める文書である。成書が戦国中期とされる『左伝』では特殊な呼称となっており、それは「載書」だったり、簡略化して「載」「書」とされたりする。そして『左伝』の流伝によって、「載書」の名称は後世にまで至っている。実際、「載」の字は殷代には先祖を祭祀する宗教的な儀式を表していた<sup>(10)</sup>。そして「載書」の「書」は、文書の総称であるに相違ない<sup>(11)</sup>。そして「盟書」の呼称は、盟誓の書類としての性格を示している。戦国中・後期に成書された『周礼』大司寇<sup>(12)</sup>には「盟書」の用語がすでに出現した。

古代中国は早くから文字の使いをはじめた。今から三千年余り前の殷人は、甲骨文という文字をすでに使っていた。しかし、今日までに発見された十六万片余りの甲骨には、盟誓と盟誓に関連する文字が発見されていないのである。甲骨文字に「盟」の字は、犠牲の血を用いて（牛・羊・豚などの動物犠牲及び戦争捕虜・女子などの人身犠牲を含む）先祖を祭祀する儀式であることを示しており、このような祭祀方法は殷代のみならず、春秋時代の邾国・斉国でも盛行的に行っており、殷王室の血祭儀式を踏襲している。春秋中後期とされる邾公釗鐘の銘文<sup>(13)</sup>には次のようにある。

陸渚之孫邾公釗、作乃罍鐘。用敬邾盟祀、祈年眉寿、用我嘉賓、及我正卿、揚召罍君以萬年。

その他、邾公華鍾にも「盟祀」の語がある。

余翼翼威忌、怒穆不墜于毕身、鑄其罍鐘、以卹其祭祀盟祀、以樂大夫、以宴士庶子、慎為之聽。

齊侯罍鍾の銘文には次のようにある。

余命女戚差卿、為大事、駿命於外内之事、中敷盟刑、女以敷戒公家、應卹余于盟卹、女以卹余朕身、錫女車馬・戎兵・釐僕三百有五十家、女以戒戎作。

「盟」祀は殷王室や春秋時代の諸侯が、犠牲の血で先祖を祭祀の儀式である。この盟祀祭儀においては、先祖に対して感謝と称揚を表明するが、自己の行為をわずかでも制限することはない。それでは、いつから「盟」は、血祭儀式に「約束」の遵守を誓い意味が付加されるようになったのだろうか、現存する資料からは、まだ明確に判断を下すことはできない。当然ながら、殷周社会には盟誓行為が存在しなかったわけではない。すでに文字の存在する殷周時代には、人々は神に向かって自分の行為を制限することをちかうにあたって、「誓」の文字を用いたのである。

古代において自己の決意を表明する「ちかう」という意味を表す文字は、武器である「矢」と関係がある。矢は、狩猟が盛行した古代社会では重要な生産道具であり、戦闘の武器でもあった。人がこのような肝心な工具・武器を折る行為は、決して取り消さないという強烈な意志を示すことである。鎌田重雄は、「矢」と「誓」が関連性を有する

として、「誓字は折と言とに従い、折は『礼記』の祭法に、万物の死するを折と曰ふ」とあることから考えても、誓は約言を守らざるものには死を与える意にもとづくものと思われる。」と述べたのである。<sup>(14)</sup>

このような解釈は今のところ、なお十分な史料を加えてさらに論証の必要があるものの、『周礼』大司寇には、訴訟のとき、証言を聞く行為に先立って、証人が宣誓の儀式を行う必要があることが述べられているのである。<sup>(15)</sup> この儀式のやり方は「入束矢於朝」といって、一本の弓矢を持つことによつて嘘をつかないことを象徴している。そしてもし弓矢を折れば、当事者の心中は強烈であり、甚だしきは死に赴く決心をしていることを表したのであつて、ここには「自己呪詛」という、盟誓において鍵となる要素が備わつているのである。柎生段（別名格伯段）は柎生と格伯の間で「三十田」を良馬と交換する協議を記録したものだ、この協議は「析」の儀式によつて成立する。この「析」字は「折」の通仮するので、恐らく「誓」の意味を含むものであろう。

伝世および新出土の考古遺物の調査により、西周後期の青銅器銘文に、数件の誓い行為と誓文の一部が発見されたが、これらの銘文は、もつとも早期の誓文と認められる。筆者の整理によれば、青銅器銘文に含まれる誓文は、以下の数例である。

(一) 矢人盤（もと散氏盤と呼ぶ）

この器は、乾隆初年に陝西省鳳翔県より出土した。作器年代は厲王・穆王・孝王・夷王の諸説がある。<sup>(16)</sup> 現在、この器は台北故宮博物院に収蔵されている。口径五四・六cm、底面の直径四一・四cm、重さ二・一三kgで、高圈足がある。

（矢人盤と銘文の拓本、図一参照）



図一 矢人盤と銘文拓本

矢人盤は松丸道雄等『法書ガイド』一により、拓本は同氏等『法書選』一による

銘文には、矢王が土地を散に割譲し、かつもし違約すれば「爰千罰千」を受けることをこいねがうという誓いを立てる。三五七字の銘文は、三つの部分に分けることができる。第一の部分は、「用矢爰散邑、乃即散用田」十字であり、矢・散の土地が分割されたことについて、要点をかいつまんで示してから、散氏に分与された土地の境界範囲を詳細に明示する。第二の部分は、「矢人有司」よりはじまり、宣誓に参加した人物と宣誓の内容を記載する。この部分には、極めて珍しい最早期の誓約文が残されている。以下にその誓約文を抄録しておく。

（唯王九月、辰才乙卯。矢卑鮮・且・鼻・旅誓曰、）

我既付散氏田器、有爽実、余有散氏心賊、則爰千罰千、伝棄之。

（鮮・且・鼻則誓。乃卑西宮襄・武父誓曰、）

我既付散氏湿田・粘田。余又爽变、爰千罰千。

銘文の第三部分は、散が豆の新宮東廷にあり、矢王が描いた土地の境界の地図を受け取り、散の補佐である史正が契約文書と地図を



保存したことを記す。

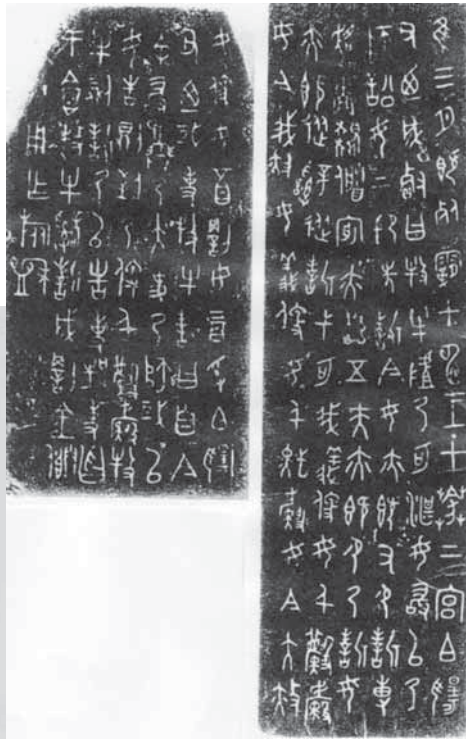
闕受図矢王於豆新宮東廷、闕左執轂史正仲農。

これは、矢と散の間で田土と器の交換について記録した公文書である。事の顛末を記した後、さらに今回宣誓儀式の人員と主な誓言の内容を記録したのである。

(二) 倣匱

一九七五年二月、陝西省岐山県董家村より出土した大きな窖藏青銅器の一つである。広い流と真つ直ぐな口をもち、虎頭平蓋、曲がった舌に獸首の鑿をもち、四足は羊蹄形である。通高二〇・五cm、腹の幅一七・五cm、流・鑿の距離は三一・五cm、重量二・八五kgである。腹底と蓋には銘文が連続して鑄込まれており、全部で一七五字である（倣匱とその銘文拓本、図二参照）。

作器年代は懿王説と宣王説がある。<sup>(17)</sup> 現在は岐山県博物館の所蔵である。この器は、白揚父が牧牛の上司の倣を訴え、しかも先の誓いに背いた行為に対して、鞭打ち五百回、罰金三百の判決を出したことを記録している。同時にまた、もし牧牛が再び上司に面倒をかければ、鞭打ち千回に加えて入れ墨の刑罰を加えるとの誓約を立てている。最後に倣に誓約を立てさせているが、その誓約文の内容は以下の通りである。



図二 俎匱と銘文拓本

俎匱は『中国青銅器全集 五』西周一（中国青銅器全集編輯委員会編、文物出版社、一九九六年七月）により、銘文拓本は『法書選』一による

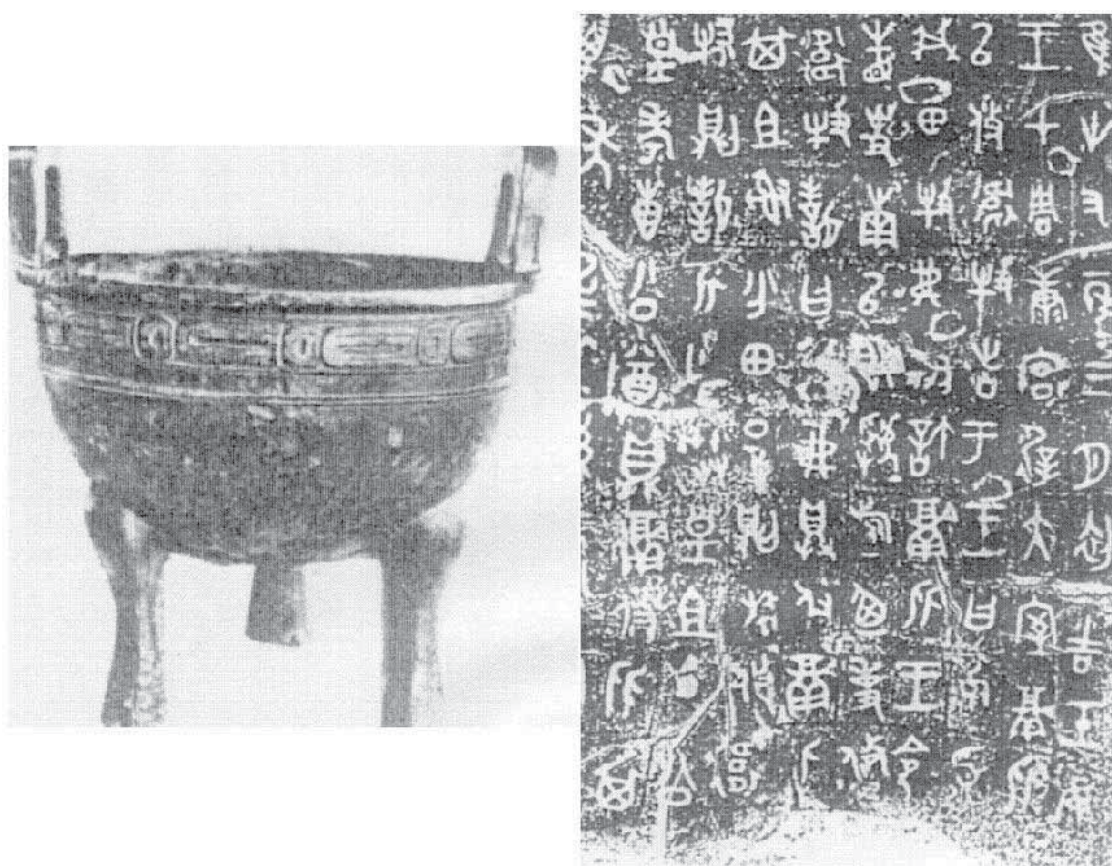
自今余敢擾乃小大事、乃師或以女告、則到、乃千穀。殿。

(三) 鬲攸從鼎

本器の出土状況は不明であり、最も古くは、阮元『積古齋鐘鼎彝器款識法帖』に収録されており、端方らの所蔵であった。端方の死後は日本に渡り、現在は神戸の黒川古文化研究所に所蔵されている。日本側の記録によれば、鼎の通高四六・三cm、器腹はほぼ半碗形であり、足が馬蹄形に近い立耳大鼎である（鬲攸從鼎とその銘文、図三参照）。

銘文は一〇二字であり、鬲攸と攸衛牧が田邑のために争いになり、虢旅の裁判の後、攸衛牧が判決に違背しないとの誓約を立てた事件を記録している。<sup>(18)</sup>この銘文にも、攸衛牧の誓約文が残されている。

我弗具付鬲攸其租、射分田邑、則救。



図三 鬲攸從鼎と銘文拓本

鬲攸從鼎は『通釈』第二九輯により、銘文拓本同

以上、誓約文を記した三件の青銅器銘文を列挙した。さらにいくつかの銘文は、誓いを挙げた史実を記録しているが、具体的な誓約文はない。例えば倕匱と同時に出土した五祀衛鼎と柎生殷銘文のように、双方の契約を立てて、または判決した後、当事者が裁判に従うことを宣誓することを記載している。

周知のように、殷周時代の青銅器の主な用途は祭祀にある。青銅器の製造や、銘文を鑄込むことは、全て周王の意志を反映していた。しかし、西周中後期以降、銘文の内容は周王側の賞賜・策命から多様化し、盟誓を記し、誓辞を内容とする銘文が出現するに至った。青銅器銘文の内容に現れる新たな変化は、当時の社会の変化、特に経済面の発展と無関係ではない。殷王朝を滅ぼした「殷周革命」は、ただ諸侯と周囲の方国に対する支配者を取り換えただけであり、周の時代に「国際」

政治構造・社会基盤など数多の面ではほぼ殷代の社会を継承したのである。<sup>(19)</sup> 社会構造の変動が発生する兆候は、周の昭王の時に現れた。このとき、周王朝の域内経済活動が勃興しはじめており、周の昭王の南征は、南方の銅を求めたものだったのである。そして穆王の西征もまた玉の貿易のためであった。<sup>(20)</sup> したがって西周中期に入ると、経済的利益を重視することが、当時のわずかばかりの貴族や地域内の実力者との共同意識となったのである。この新たな経済的意識・利益優先意識の現れることは、勃興しつつある経済活動における人の自由行為に対して制限を加えるような切迫した要求を生じたのである。そしてこの求めは、当時の社会において特別な意義を備えていた青銅器を通して反映されているのである。

## 二、春秋時代の盟書とその遺物

侯馬・温県盟書

春秋以前の盟誓に関しては、すでに文字による記録が開始されたというものの、調査結果にあるように、盟誓の文は、まだ独立した形式が出現したとすることはできないであろうし、誓約文はただ事件の記述の一部分の抜粋ではない。だが春秋時代に入ると、盟誓のが宣誓する盟約文は、完全な「盟書（または載書）」に制作されはじめる。『左伝』には「載書」の断片が多く残されている。例えば、僖公二十八年に衛の大夫の甯武子が国内の貴族・国人と宛濮で盟誓を行ったが、その盟辞には次のようにある。

天禍衛国、君臣不協、以及此憂也。今天誘其衷、使皆降心以相従也。不有居者、誰守社稷。不有行者、誰扞牧圉。

不協之故、用昭乞盟于爾大神以誘天衷。自今日以往、既盟之後、行者無保其力、居者無懼其罪。有渝此盟、以相及也。明神先君、是糾是殛。

成公十二年、宋人の華元による第一回の弭兵の会における「西門の盟」では、盟誓文に次の通りである。

凡晋・楚無相加戎、好惡同之、同恤菑危、備救凶患。若有害楚、則晋伐之。在晋、楚亦如之。交贄往来、道路無壅。謀其不協、而討不庭。有渝此盟、明神殛之、俾隊其師、無克胙国。

襄公十一年、諸侯の亳の盟では、その載書に次のようである。

凡我同盟、毋蘊年、毋壅利、毋保姦、毋留慝、救災患、恤禍亂、同好惡、獎王室。或間茲命、司慎・司盟、名山・名川、群神・群祀、先王・先公、七姓十二国之祖、明神殛之、俾失其民、隊命亡氏、踣其国家。

しかし、上掲のこれらの盟書が、ほんとうに当時の盟書の原文であるかことについては、疑いの余地がある。『左伝』は春秋時代を記録した書物ではあるが、その成書過程の多層性よりみれば、多くの部分が戦国時代のものである。載書に現れた「国」「国家」「社稷」といった用語は、戦国時代以後に流行・使用されたものであり、<sup>(21)</sup>「毋蘊年」「毋壅利」「毋保姦」「毋留慝」などのように、道徳的色彩の濃厚な内容は、戦国時代の人の手による加工を経たものである可

能性が大きい<sup>(22)</sup>。しかし、春秋時代における載書の存在とそれが世に流行っている事実は疑うことではない。山西省・河南省出土される侯馬盟書と温県盟書の発見は、『左伝』の記事の信頼性を証明したのである。

現在までに春秋時代の盟書遺物が二種類発見されている。一九六五年一月から翌年五月まで、山西省侯馬市の東郊、澮河北岸の台地で、大量の玉・石製盟書の祭祀坑が発見され、五千点の盟書が発掘された（断片と無文字のものを含む）。その後、一九七九年にまた河南省温県武徳鎮で盟誓遺跡が発掘され、河南省文物局の研究メンバーが一九八〇年から一九八二年まで、この遺跡で発掘を進めた。発掘した二四個所の竪穴中、一六個所から約一万点の盟書が出土した。多くの学者の長年の精根を尽くした研究に基づけば、この二つの盟書は、いずれも春秋末期の晋国国内で発生した内乱と関係があると認められる<sup>(23)</sup>。すなわち紀元前四九七年、晋陽系統の趙鞅と邯鄲系統の趙稷・趙午による、「衛貢五百家」の領地をめぐる紛争から発生した争いが、大夫間の内部闘争に発展し、最後には晋公も巻き込んで全国を席卷する内乱へと発展した。盟文の内容よりみれば、この二つの地は、晋国の実力派の大夫であり、後に諸侯となる「趙孟」と「韓氏宗主」が主導した盟誓儀式の場所である。

この晋国の盟文は、いずれも毛筆で玉・石片上に書写されている。だが、侯馬盟書と温県盟書は、材料・形状・墨の色などが幾分異なっている。

侯馬盟書の発掘報告によると<sup>(24)</sup>、石の材質は泥質の板岩で、形は一般に圭形を主としており、最大のものは長さ三二・一cm、幅三・八cm、厚さ〇・九cmである。小型のものは、長さ一八cm、幅二cm、厚さ〇・二cmである。玉質の盟書は透閃岩・矽味岩<sup>(25)</sup>という玉で作られており、形状は圭形と璜形の二種類があつて、圭形の寸法は小型の石質圭とほぼ同じである。その他の大部分は玉器制作で余った材料らしく、不規則な塊・断片状を呈している。侯馬盟書で注目されること



図四 『侯馬盟書』宗盟類一 一六：三 『侯馬盟書』による

があり、それは呪詛類の文字を除けば、みな朱色で書かれていたことである。発掘者の報告と出土盟書の内容を検討した結果によると、膨大な五千件余りの盟書は、その内容が六類一二種に分類できる。その六類は、宗盟類一「晋国先君に対する祈祷文」・宗盟類二から宗盟類六「趙孟への忠誠盟誓文」・「委質盟誓文」・「納室盟誓文」・「呪詛文」と「卜筮文」である。<sup>(26)</sup>

以下は宗盟類一に属する、晋国先君に対する祈祷文である。

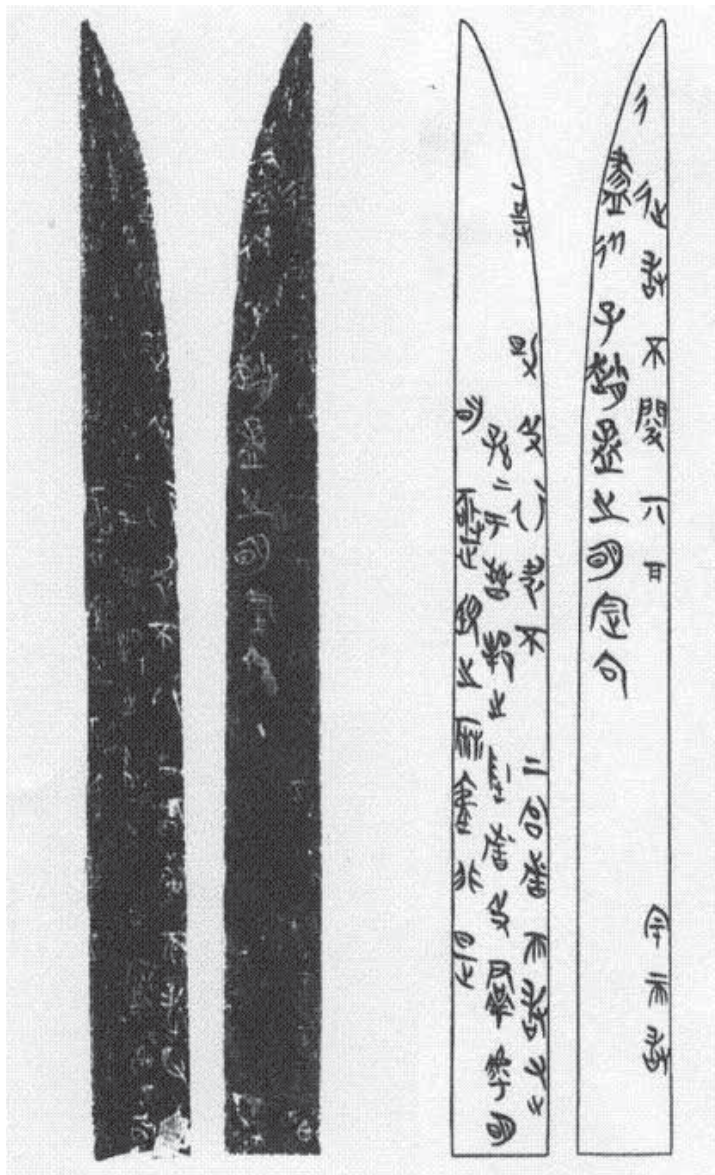
(一)「晋国先君に対する祈祷文」

『侯馬盟書』出土番号一六・三(盟書とその盟文模写本、図四参照)<sup>(27)</sup>

十又一月甲寅、臚乙丑、敢用一元、不顯皇君晋公、余不敢惕、審定宮平時之命、女嘉之、夫夫、

夫夫、之 茲、以自 不帥從韋書之言、皇君□□□□覲之、麻栗非。

宗盟類一の「晋国先君に対する祈祷文」は、この一件のみである。盟書は玉片に書かれており、その文書の様式は非常に特殊なものだから、郭沫若は「総序」式の盟書としたのである。<sup>(28)</sup>そして黄盛璋は文脈の特徴から、この文の性格は神に対する祈祷文と宣誓文の中間に属するものであることを指摘し、晋国の先君に致す祈祷誓約文であろうと推測した。<sup>(29)</sup>



図五 『侯馬盟書』宗盟類二 一：二二  
『侯馬盟書』による

(二) 宗盟類二から宗盟類  
六「趙孟に対する忠  
誠盟誓文」

これらの盟書は三七の坑より出土し、判読できるのは計五一四篇がある。盟辞に入れられた打倒する対象の多寡により、宗盟類二を五つに分類する。打倒対象が趙稷一氏一



家であるものを宗盟類二とし、打倒対象が二氏二家であるものを宗盟類三とし、打倒対象が四氏五家であるものを宗盟類四とし、打倒対象が五氏七家であるものを宗盟類五とする。少数のものは残欠により、打倒対象の氏・家が不明であり、宗盟類六に入れる。

以下に宗盟類二の盟書を例（出土番号一：二二）として掲げる（盟書とその盟文模写本、図五参照）。

趙（参盟人の名）敢不侑聞其腹心而以事其主、而而敢不盡從子趙孟（嘉）之盟者、定宮及平時之命者、而敢或改（ ） 及（ ） 卑不守二宮者、而敢（或）又志復入趙稷及其子孫于晋邦之墜者（ ）、及其群虜盟者、虜君其盟承規之、麻栗非是。

### （三）「委質類盟誓文」

「委質類盟書」とは、宣誓者が今後、自分自身を抵当にとり、旧主との往来に与らないことを誓う盟書である。侯馬盟書における「委質類盟書」は、しばしば宗盟類盟書と同坑より出土し、識別可能なのは約七〇件である。以下は番号一五六：二〇の「委質類盟書」である。

盦章（参盟人の名）自質于君所、而敢俞出入于趙稷之所及其子孫、旡旡及其子之及其子孫、及其白父・叔父、及其兄弟及其子孫、旡直及其子孫、旡鑿及其子孫、旡孚及其子孫、旡 及其子孫、旡 及其子孫、中都旡罪及其

子孫、桡木及其子孫、跋及其子孫（及）其新君弟及其子孫、墜及其新君弟及其子孫、趙朱及其子孫、趙喬及其子孫、邾談及其子孫、邾郚郵政及其子孫、閔舍及其子孫、閔伐及其子孫、趙錕及其子孫、史醜及其子孫、郵癰及其子孫、邾城及其子孫、司寇鬻之子孫、司寇結及其子孫。及群虜盟者、盒章敢不沒嘉之身及其子孫、而敢或復入之于晋邦之墜者、及群虜盟者、所遇之行道而不之殺者、則虜君其盟詠覲之、麻栗非是。閔伐及其子孫、既質之後、而所敢或不而巫覲祝史敷統繹之于皇君之所者、則其永詠覲之、麻栗非是。盒章所遇之行道者而不之殺者、所不之殺者、吾盟者虜君其盟詠覲之、麻栗非是。

#### （四）「納室類」

侯馬盟書の発掘報告書によると、六七号坑より出土した「内室」という文字のある盟書である。古代の「内」と「納」は通仮し、「内室」は「納室」にも作る。そして「室」の辞は、古代では場所・建築物の意味を表し、同時にしばしば派生義で財産・田地・奴隷などの意として使用された。「内室」類の盟誓は、宣誓者が永遠に他人の財産・田地・奴隷を奪わないと誓いを立てる盟誓である。盟書番号六七：一を例示する。

樂（参盟人の名）自今以往、敢不淫從此盟質之言、而尚敢或内室者、而或婚宗人兄弟或内室者、而弗執弗献、不顯晋公大冢、盟詠覲之、麻栗非是。

以上、代表的な侯馬盟書を検討した。

温県盟書については、一九三〇年、一九三五年、および一九四二年に零散の盟書の石圭片が出土して世間に流れ、当時は「沁陽盟書」と呼ばれた。前世紀八〇年代、考古発掘を経た温県盟書は、同じ盟誓遺跡からの出土物だと実証された。現在、一一片の「沁陽盟書」が中国社会科学院考古研究所に收藏されている。一六の土坑中より発掘された一万件の盟書は、全て石片に書かれており、玉質の盟書はない。石質は結晶質粘板岩からなり、盟書の形状はこれも圭形が主であるが、少数の石簡・石璋がある。盟書は黒色の墨を用いた毛筆で書写されている。

#### (五) 温県盟書

以下は一号坎に出土番号は一：二二八二のものである（盟書とその盟文模写本、図六左参照<sup>(30)</sup>）

十五年十二月乙未朔、辛酉、自今台（以）往、鄙朔敢不愆愆焉中心事其室、而與賊為徒者、不顯晋公大冢、意  
惑規女、麻棗非是。

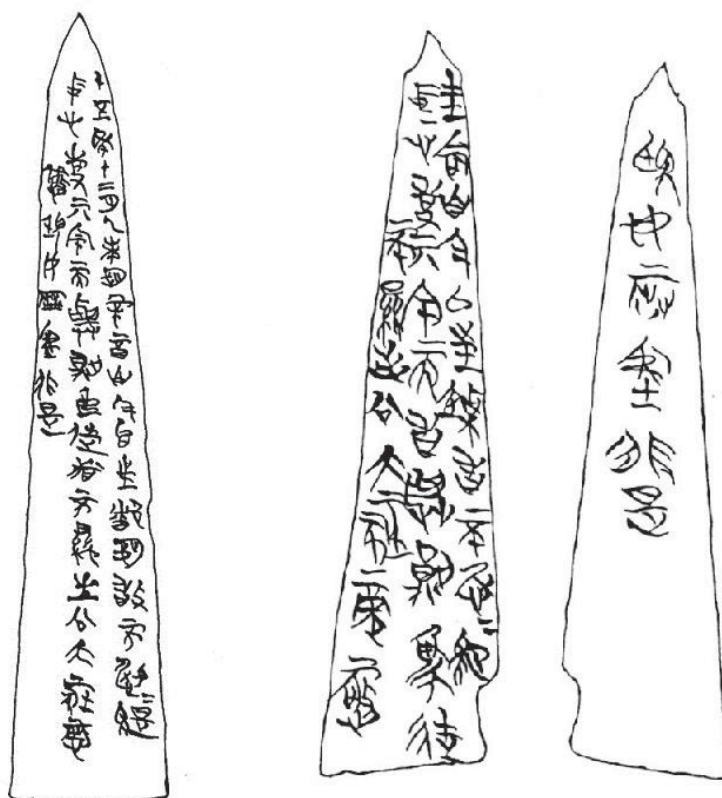
#### (六) 温県盟書

出土番号一：一八四五の盟書は以下の通りである（盟書とその盟文模写本、図六右参照）。

主命、自今以往、（参盟人）敢不恣恣焉中心事其宝、而敢與賊為徒者、不顯晋公大家、逆惑規女、麻栗非是。

以上、侯馬・温県盟書から釈読可能な盟書をとりあげた。二つの盟書遺跡で発掘された盟書について、今示したものはほんの一部分に過ぎない。例えば、侯馬盟書遺跡で三二六の豎穴坑から発掘された五千件余りの盟書中、整理されて比較的完全なものはわずか六五六件である。温県盟誓遺跡は、発掘した十六の土坑から一万件の盟書が発見された。この盟書は墨書で、灰色の石片に書かれている。文字の書写材料と墨色の対比が少なく、しかも年代が古いために、石片にカルシウム化した土が粘着しているせいで、解読の作業は極めて困難であった。一九九九年より新しい技術により解読作業が開始された。発掘機関の河南省文物考古研究所と米国のハーバード大学は共同作業で、盟書の撮影とデジタル化を行い、画像を調整してデータベースを作り、膨大な盟書の資料を整理している<sup>31</sup>。この春秋後期の盟書が早く全て世に出ることを期待している。

春秋戦国時代の盟書遺物については、上述した侯馬・温県の玉・石製盟書を除けば、今に至るまで、他の書写材料の文字記録は発見されていない。この時期は、膨大な青銅器銘文資料からも盟誓文あるいは盟誓文のようなものは出現していない。例えば邾公釗鍾・邾公華鍾・斉侯罇鍾・陳助殷には「盟」字があるが、全て血祭の意味である。上文で述べたように、盟は、王または公侯たちが、廟堂で犠牲の血を用いて先祖を祭る儀式である。だが、いくつかの銅器の銘文と石刻碑文にも盟誓の記録はある。例えば、浙川下寺春秋楚墓より出土した「罇罇」は呂王（姜姓の呂国、今の河南南陽の西に位置する）の孫の罇が制作した礼樂器は、その銘文で呂王がかつて楚の成王と盟約を締結し、決して楚王に叛かないと誓いを立てた歴史を回顧している。銘文の最後の部分には以下のように記されている。



図六 温県盟書模写本

(左) T坎1: 2182 (右両件) T坎1: 1845正面・裏面  
「河南温県東周盟誓遺跡一号坎発掘簡報」による

余呂王之孫、楚城(成)王之盟僕、男子之藝、  
余不貳十(在)天之下、余臣 難得<sup>(32)</sup>。

更にもう一つ戦国後期の秦の「詛楚文」といわれる石刻文があり、製作者である秦は、「詛楚文」に先王(秦の穆公)と楚の成王が、「巫咸」・「大沈厥湫」・「巫駝」の神前で盟誓を交わした歴史を叙述している。盟誓に関連する内容を以下に示す。

昔我先君穆公及楚成王、是僂力同心、両邦若壹。  
絆以婚姻、衿以齋盟。日葉萬子孫、毋相為不利。  
親仰大沈厥湫而質焉<sup>(33)</sup>。

春秋時代には、盟誓は社会において極めて盛んに行われ、各国の間に盟誓を通して政治秩序を維持していた。国内では、盟誓は周王・諸侯より卿大夫・家臣・国人、果ては奴隸・俳優に至るまで、各階層の人々に及んだのであった。この時期は、「口頭宣誓」のほか、載書を作って誓いことはかなり普及したのであった。当事者は、自己の誓い言葉を神に宣誓するだけでなく、さらに盟書を神に渡す証拠物件として、河川や湖に沈めたり、山林や地下に埋めたり

した。誓い言葉が玉・石や金属類のような堅い素材に書かれたのは、これを不朽のものとしようとする製作者の意図ではないだろうか。したがって、春秋時代の盟書の実物は、晋国盟書しか存在しなかったはずがない。我々は将来の考古発見に期待するものである。

### 三、戦国・秦漢以後の盟書 古籍文献と遺物を通じた整理・調査

戦国時代に入ると、生産力が発展を遂げ、社会全体の構造基盤に大きな変化を引き起こした。各国の、同盟を結ぶことによって勢力均衡を維持するという要求は、軍事力に頼ってもっと広大な地域を統制するという欲望に取って代わられた。滅宗、滅族、さらに滅国まで、戦争の手段で自らの地盤を拡大し、もっと広い地域を統制しようという傾向は、諸国間の政治主流となった。そして国内では律令制が次第に整備され、神に対して誓い、「自己呪詛」によって自らの行為を制限する従来の盟誓は、次第にその存在意義を失っていった。戦国時代以降盟誓が行われた数は急激に減少し、<sup>34)</sup>盟誓は社会秩序を維持する主流の方式ではなくなってしまったのである。ところが、律令・法規が及ばない場合、あるいは政治的権威が必ずしもその機能を果せない場合には、盟誓は人々の間の秩序を維持する重要な機能を果たしていた。特に国と国、国と族の間の平和に関する盟誓、または君主・臣下間の忠誠盟誓や、個人と集団、個人間の結盟は、社会のいかなる歴史段階にも存在しており、盟書もまた時代の変化に伴って独特の変化を起こすのである。

戦国秦漢における鉄器使用の普及に伴い、鉄器も時として文字を記す書写材料となったが、特に盟誓文に用いら

れた。神に対して誓い言葉は、永遠に前言を取り消すことはない決意を示す必要があり、鉄のように永久に堅い材料は絶好の選択であった。漢代には「鉄券丹書」の盟誓儀式が流行しはじめた。最も有名なのは、前漢初年、漢の高祖劉邦と大臣達の間で行われた「封爵の誓」である。劉邦が天下を平定した後、大臣達を褒賞することにした。彼は大臣らと「剖符作誓」（鉄の符を割って、誓い文をそれぞれ保存する）を行った。つまり、劉氏の王朝は功臣達に豊かな生活を永遠に与えることを誓い、それと同時に臣下達も劉氏に忠誠を捧げ、永遠に劉氏の王朝を守り助けることを宣誓した。『史記』卷十八「高祖功臣侯者年表」と『漢書』卷十六「高惠高后文功臣年表」にはいずれも次のように記す。

封爵之誓曰、使黄河如帶、泰山如厲、国以永存、爰及苗裔。于是申以丹書之信、重以白馬之盟。

『漢書』卷一「高帝紀」には、また

與功臣剖符作誓、丹書鉄契、金匱石室、藏之宗廟。

と記載されている。このような鉄券の誓約文は、また鉄契ともいう。「丹書」については侯馬盟書が朱色の墨で銘文を玉・石片に書いていることが参考になり、恐らく朱色の墨を用いて誓約文を鉄券上に書写したという意味であろう。鉄券の制度は、秦代以前にはみられず、およそ高祖劉邦がその制度をはじめたものであって、隋唐に盛行した。

清の凌揚藻撰『蠡勺編』巻四十の「鉄券」には、明代初年、太祖朱元璋が功臣を封じようとして、唐代の制度に倣い、大臣に鉄券を分与することを制定したとある。<sup>(35)</sup>鉄券は一般に君主が家臣や、帰服しにやって来た異民族の首領に、特赦を与える誓約である。鉄券には、その約束は忠実に守られ、永遠に取り消されないことが示されていた。例えば、隋の文帝にしたがった李穆將軍は、芒山で齊人を攻撃した時、謀略によって文帝を救おうとしたが、文帝はこのことについて李穆に封賞し鉄券を賜った。これについて、『隋書』巻二七「李穆伝」には以下のようにある。

擢授（李穆）武衛將軍儀同三司、進封安武郡公、增邑一千七百戶、賜以鉄券、恕其十死。

『旧唐書』巻一百二十一「梁崇義伝」にも、同様の賞賜文がある。

加崇義同平章事、其妻子悉加封賞、且賜鉄券、誓之。兼授其裨將蘭泉為鄧州刺史。

『唐大詔令集』と『文苑英華』にはいずれも「鉄券」の専集がある。ここに二件の完全な鉄券文を抄録しておく。

(一) 『唐大詔令集』巻六十四「賜突騎施黑姓可汗鉄券文」

維天寶十二年、歲次癸巳、九月己亥、朔、六日甲辰。皇帝若曰、咨爾骨咄祿毗伽突馳

黑姓可汗登里伊羅密施、惟皇建極、声教及於遐荒、惟帝念功礼命加於恭順、卿雖擁在沙漠、常捍煙塵、識進退存



亡之端、知古今成敗之數、久率藩部、歸化朝廷、兼拒凶威、挫其侵軼、精貫白日、義光青史、績用累著、嘉尚良深、今授卿特進、冊為突騎施可汗、重爵貴号、以宗其龍。丹書鉄券、以表其忠。宜保始終、永固誠節、山河帶礪、福祿長存、可不盛歎。

(二) 『文苑英華』卷四百七十二鉄券「賜安西管内黃纛官鉄券」

維貞元二年、歲次庚寅、八月丁巳、朔、三日己未。皇帝若曰、咨爾西鎮節度内姓纛官驃騎大將軍・試太常卿、頓啜護波支、惟乃祖乃父、代服声教、勤勞王家、勳書鼎彝、名列藩籍、爾克紹祖先之烈、而重之以忠貞、嗣守職官、祇若教化、率其種落、保我疆陲、丹誠向風、萬里如近、是用稽令典、錫以券書、若金之堅、永代無變、子孫繼襲、作我蕃臣、爾其欽承、勿替休命。

隋唐期には鉄券の制度が盛行し、多くの鉄券文が残っているが、鉄券が一体どのようなものなのか、その形状はどういうものなのかについては、後代の人には完全には明らかではない。しかし、唐の昭宗乾寧四年（八九七年）、唐王が錢武肅王錢鏐に鉄券を賜った。この鉄券は長く世に流布したために、少なからざる文人賢客がこの鉄券を実見して、多くの記事を残している。これらの記事によって、鉄券のある程度に理解させるものとなっている。

唐末、王仙芝の部下の曹師雄は、浙江・杭州地方で蜂起した。これに対し、呉越の錢肅王錢鏐は鎮庄に出兵した。錢鏐が江南地区を平定した特別な軍功に対して表彰するため、唐の昭宗は呉越の錢肅王錢鏐に鉄券を賜った。鉄券には、錢鏐の勳功を褒賞する以外に、錢鏐本人が死罪にあたって、九度まで特赦が得られ、その子孫が死罪にあつ

ても、三度まで特赦が得られることが表明されていた。唐の皇帝はこの約束を遵守するため、神に誓いを立てた。以下に王昶『金石萃編』所収の「錢武肅王鉄券」全文を載せておく。<sup>(36)</sup>

(三)「錢武肅王鉄券」

維乾寧四年、歲次丁巳、八月甲辰、朔、四日丁未。皇帝若曰、咨爾鎮海鎮東等軍・節度浙江東西等道・觀察処置  
營田招討等使・兼兩浙塩鉄制置發運等使・開府儀同三司・檢校太尉・兼中書令・使持節潤越等州諸軍事・兼潤越  
等州刺史・上柱国・彭城郡王・食邑五千户・食實封壹百户錢鏐。朕聞銘鄧隲之勛、言垂漢典。載孔悝之德、事美  
魯經。則知褒德策勛、古今一致。頃者董昌僭偽、為昏鏡水。狂謀惡貫、滌染齊人。而爾披攘凶渠、蕩定江表。忠  
以衛社稷、惠以福生靈。其機也氛祲清、其化也疲羸泰。拯於粵於涂炭之上、師無私焉。保錢塘成金湯之固、政有  
經矣。志獎王室、績冠侯藩。溢於旂常、流在丹素。雖鐘繇刊五熟之釜、寔宪勒燕然之山、未足顧功、抑有異數。  
是用錫其金板、申以誓詞。长河有侶帶之期、泰山有如拳之日、維我念功之旨、永將延祚子孫、使卿長襲龍榮、克  
保富貴。卿恕九死、子孫三死、或犯常刑、有司不得加責。承我信誓、往維欽哉、宜付史館、頒示天下。  
中書侍郎・兼戸部尚書・平章事・臣崔胤宣奉

この鉄券は、実物が一度世に流布したために、多くの文人の記録に残っており、鉄券の形状を知らしめている。南宋の陸游はその記録に、鉄券の形状を記している。<sup>(37)</sup>そして元の陶宗儀は、武肅王の裔孫と同郡で、共に親しく、  
錢氏の子孫がかつて所蔵していた鉄券を陶氏に見せたことがあると述べている。彼は『南村輟耕録』でその形状を次

のように述べている。

形宛如瓦、高尺余、闊二尺許。券詞黃金商嵌、一角有斧痕。蓋至元丙子天兵南下時、其家人竊負以逃、而死於難。券亦莫知所在。越再丙子、漁者偶網得之、……漁意宝物、試斧擊之、則鉄焉。（形は瓦の如く、高さ尺余、闊二尺許りなり。券詞に黄金嵌ありて、一角に痕有り。蓋し元の至元丙子、天兵南下せし時に、其の家人窃かに負いて以て逃ぐるも、而して難に死し、券も亦所在を知る莫し。再び丙子に越び、漁者、偶々網もて之を得、……漁寶物と意いて試みに斧を以て之を撃てば、則ち鉄なり。）

清の阮元は『兩浙金石志』で、鉄券をさらに詳細に記載している。

錢武肅鉄券、在臨海眞錢氏。形如箆瓦、長一尺八寸三分、闊一尺一寸、厚一分五厘、重一百三十二兩。正書二十七行、三百三十三字。鎔鉄而成、刻字、外狹中寬、黄金鑲之、一角有斧痕。（錢武肅の鉄券は、臨海縣錢氏に在り。形は箆瓦の如く、長さ一尺八寸三分、闊一尺一寸、厚さ一分五厘、重さ一百三十二兩、正書二十七行、三百三十三字なり。）

錢武肅王鉄券に関する最後の記録は、清の凌揚藻が編纂した『蠡勺編』にみられる。凌揚藻の記載によれば、明初には「賜錢鏐鉄券」を台州の錢允一が所有していた。明の太祖朱元璋は功臣を封じようとしたとき、唐代の制度に倣

おうとし、大臣に鉄券を賜うことを制定した。太祖はわざわざ役人を台州に派遣し、銭允から鉄券を借りて見せてもらった。この後、錢鏐の鉄券の行方は知る由がなくなってしまった。

上文に述べたように、鉄券は、皇帝や主君が臣属に対して一方的に行う誓いの契約書であり、双方が共に誓約を守る盟誓とは、性格がいささか異なるところがあって、盟誓の特殊なものともいえよう。

秦漢以降、盟誓の儀式は、主に二国（族）以上の間で行われた。有名な事例では、後漢時代、伏波將軍の馬援と彼が遠征した地元の少数民族との間で交わした銅柱の誓、三国時代の呉蜀同盟<sup>(38)</sup>、唐・吐蕃のいわゆる甥舅盟約、および宋と遼・金間の会盟がある。三国の呉蜀同盟と宋と遼・金間の会盟は、盟書の実物が残されていないようである。そして南方の銅柱の誓と唐・吐蕃の会盟石碑は、いずれも遺物の記録、模写本・拓本、そして実物が残されている。以下、この二つの盟書について考察してみよう。

中国王朝と周辺の少数民族の間では、常に境界を画定する盟誓契約が結ばれており、盟誓では、互いに盟約を遵守し、代々友好関係を結ぶことを約束した。銅柱の誓いは、国・族間における典型的な盟誓である。盟誓文は銅製の円柱に鑄刻され、地に建てられて、双方の境界の標識が示され、そしてまた神の照覧が求められるのである。銅柱の誓については、最も早くは『後漢書』馬援伝にみられる。『後漢書』には、後漢建武十九年（四三年）伏波將軍馬援が遠征して交趾に至り、徴側・徴貳の姉妹の蜂起を鎮圧した後、銅柱を建てて誓ったとある。伝説では馬援の立てた銅柱に誓辞があり、「銅柱折らば、交趾滅ぶ」という讖言も加えられた。銅柱の碑文は、中国王朝とベトナム王朝の辺境問題に関わり、歴代の学者が関心を寄せるところとなった<sup>(39)</sup>。しかし、時代はすこぶる古く、場所も遠く辺鄙であるため、信憑性のある記録はほとんど残っていない。銅柱を立てて宣誓することは、恐らく南方人がもつ特殊な宗教的習

俗であろう。馬援は、地元の人の習俗を尊んで銅柱の誓いを行ったと推測できよう。銅柱の誓は、南方ではかなり普及しており、宋代の程大昌はその随筆『演繁記』に「銅柱南方处处有之、皆言馬援所立。」（銅柱は南方の处处に之有り、皆馬援の立つる所と言ふ。）と記した。<sup>(40)</sup> 南方の銅柱のうち、後晋天福五年（九四〇年）の「溪州銅柱」は最も有名であり、銅柱の形状・重量・基座の形状の記録と二千六百字余りの盟誓文が残されている。

『旧五代史』と『新五代史』の記載によると、<sup>(41)</sup> 後晋天福五年、溪州刺史の彭士愁は、錦・爨などの少数民族の兵を率いて辰・澧の二州を攻めた。かの地の楚王馬希範は、劉勅・劉全明を派遣し、軍を率いて反撃させ、彭士愁を破った。劉勅らは勝利に乗じて追撃し、彭の領地である溪州まで進んだ。彭は溪州から逃げるしかなかった。後に彭士愁は、五州の地をもつて馬希範に盟を求めた。馬希範は伏波將軍馬援の末裔と自称し、ついに彭士愁と血を飲んで盟誓し、誓約文を銅柱に鑄込み、辰州府に立て、後の人から「溪州銅柱」と呼ばれた。「溪州銅柱」の盟誓文の全文は、王昶『金石萃編』に著録されている。その全文は次の通りである。<sup>(42)</sup>

(四)「溪州銅柱記」

天策上將軍・江南諸道都統楚王希範

金紫光祿大夫・檢校兵部尚書・使持節溪州諸軍事・溪州刺史兼御史大夫・上柱國・長沙県開國伯・食邑九伯戸・

五溪 團練使彭（いかの字は不明）

天策府學士・江南諸道都統掌書記・通議大夫・檢校尚書左僕射兼御史大夫・上柱國・賜紫金魚袋李宏皋撰

粵以天福五年、歲在庚子、夏五月、楚王召天策府學士李宏皋謂曰、我烈祖昭靈王、漢建武十八年平徵側於龍編、

樹銅柱於象浦。其銘曰、「金人汗出、鉄馬蹄堅、子孫相連、九九百年。是知吾祖宗之慶、胤緒綿遠、則九九百年之運昌于南夏者乎。今五溪初寧、群師內附。古者天子銘德、諸侯計功、大夫稱伐、必有刊勒、垂諸簡編、將立標題。式昭恩信、敢繼前烈、為吾紀焉。」宏舉承教濡毫、載叙厥事。蓋聞牂牁接壤、盤瓠遺風、因六子以分居、入五溪而聚族。上古以之要服、中古漸爾羈縻。洎師号精天、相名妣氏。漢則宋均置吏、稍靜溪山。唐則楊思興師、遂開辰錦。迺來豪右、時恣陸梁、去就在心、否臧由己。溪州彭士愁世傳郡印、家愬州兵、布惠立威、識恩知勸、故能历三四代、長千万夫。非德教之所加、豈簡書而可畏、亦無辜於大國、亦不虐於小民。多自生知、因而善处無何。忽承間隙、俄至動搖。我王每示含宏、嘗加姑息、漸為辺患、深入郊圻、剽掠耕桑、侵暴辰濃、疆吏告逼、郡人失寧。非萌作孽之心、偶昧戢兵之法。焉知縱火、果至自焚。時晋天子肇創丕基、倚注雄德、以文皇帝之徽号、繼武穆王之令謨、冊命我王、開天策府、天人降止、備物在庭、方振声明、又当昭泰、眷言僻陋、可俟綏懷。而辺鄙上言、各請效命。王乃以靜江軍指揮使劉勅率諸部將、付以偏師、鉦鼓之声、震動谿谷。彼乃棄州保嶮、結寨憑高、唯有鳥飛、謂無人到。而劉勅虔遵廟算、密運神機、跨壑披崖、臨危下瞰。梯衝既合、水泉無汲引之門。樵採莫通、糧糗乏轉輸之路。固甘衿甲、豈暇投戈、彭師晷為父輸誠、束身納款。我王愍其通變、爰降招携。崇侯感德以歸周、孟獲畏威而事蜀。王曰、古者叛而伐之、服而柔之、不奪其財、不貪其土。前王典故、後代著龟。吾伐叛懷柔、敢無師古、奪財貪地、實所不為。乃依前奏、授彭士愁溪州刺史、就加檢校太保。諸子將吏、咸复職員、錫賚有差。俾安其土、仍頒廩粟、大賑貧民、乃遷州城、下于平岸。溪之將佐、銜恩向化、請立柱以誓焉。於戲王者之師、貴謀賤戰、兵不染鏑、士無告勞、肅清五溪、震讐百越、底平疆理、保乂邦家。爾宜無憂耕桑、無焚廬舍、無害樵牧、無阻川途。勿矜激瀨飛湍、勿恃懸崖絶壁、荷君親之厚施、我不徵求。感天地之至仁、爾懷寧撫。苟違誠誓、是昧

神祇。垂于子孫、庇爾族類。 铁碑可立、敢忘賢哲之蹤。 銅柱堪銘、願奉祖宗之德。 宏臯仰遵王命、謹作頌焉、其詞曰、昭靈鑄柱垂英烈、手執干戈征百越。 我王鑄柱庇黔黎、指畫風雷開五溪。 五溪之險不足恃、我旅爭登若平地。 五溪之衆不足憑、我師輕蹈如春水。 溪人畏威仍感惠、納質歸明求立誓。 誓山川兮告鬼神、保子孫兮千萬春。

推誠奉節宏義功臣・天策府都尉・武安軍節度副使・判内外諸司事・永州團練使・光祿大夫・檢校太傅・使持節永州諸軍事行・永州刺史兼御史大夫・上柱国・扶風臯開国侯・食邑一千戶馬希広奉 教監臨鑄造

天福五年正月十九日、溪州刺史彭士愁與五姓歸明、衆具件狀、飲血求誓、楚王略其詞、鐫于柱之一隅。

右据狀。 溪州静辺都自古已來、代無違背。 天福四年九月蒙。

王庭堯軍、收討不順之人、當都願將本管諸团・百姓・軍人及父祖、本分田場土產歸明王化。 當州太郷、三亭兩臯苦無稅課。 歸順之後、請祇依旧額供輸、不許管界・团保・軍人・百姓乱入諸州四界、劫掠該盜、逃走戶人。 凡是

30

王庭差網、收買溪貨、并都幕採伐土產、不許輒有庇占。 其五姓主首・州臯職掌有罪、本都申上科懲。 如別無罪名、請不降官軍攻討。 若有違誓約、甘請準前差堯大軍誅伐。 一心歸順王化、永事明庭。 上对三十三天明神、下将宣祇為証者。 王曰、爾能恭順、我無科徭。 本州賦租、自為供贍、本都兵士、亦不抽差。 永無金革之虞、克保耕桑之業。 皇天后土、山川鬼神、吾之推誠、可以元鑒。

大晋天福五年、歲次庚子、七月甲子、朔、十八日辛巳、鑄。 八月甲午、朔、九日壬寅、鐫。 十二月壬辰、朔、二十日辛亥、立。

静辺都指揮使・金紫光祿大夫・檢校太保・使持節溪州諸軍事・守溪州刺史兼御史大夫・上柱国・隴西臯開国男・

食邑三百戶彭士愁

武安軍節度・左押衛・金紫光祿大夫・檢校司徒・前溪州諸軍事守・溪州刺史兼御史大夫・上柱国彭師佐

(以下、彭士愁に従い降服した将・士計七十人の官職名及び姓名を略す)

馬希范の「溪州銅柱」については、清の王昶と朱彝尊による紹介がある。王昶『金石萃編』にも、銅柱の高さ・重さおよび台座と周囲の形状が記されている。それによれば、この銅柱の形状は次の通りである。

面高六尺八寸四分、面広六寸五分、入地六尺、重五千斤、有四十二行、行五十七字。并有石蓮花台、及下有石頰。  
(面高六尺八寸四分、面広六寸五分、入地六尺、重さ五千斤、四十二行有り、行五十七字。并せて石の蓮花台有り、下に及び石頰有り。)

朱彝尊『曝書亭集』卷四十六「溪州銅柱記跋」・「統題溪州銅柱記後」も、銅柱と周囲の形状を記している。

柱高一丈二尺、入地六尺。重五千斤。環以蓮花台。(柱高一丈二尺、入地六尺、重さ五千斤。環らずに蓮花臺を以てす。)<sup>(43)</sup>

馬希范の「溪州銅柱」の所在については、早くから行方不明になり、宋代以降の金石学者には、「溪州銅柱」の著録がほとんどない。清代になると、この金石盟誓文物に関心を持つ者がようやく現れはじめたが、極めてまれであり、なおかつその模写・拓本で世間に流布するものは非常に少なかった。朱彝尊は『曝書亭集』に言ったように、「好古如翟趙曾洪諸家亦未之著録。」(古を好む翟・趙・曾・洪諸家の如きもまたいまだその著録あらず。)<sup>(44)</sup>朱氏が『曝書亭



集』で回顧するところによると、彼は歐陽修五代史の楚世家の誤りに校注をつけるため、康熙一七年、葉奕苞の自宅で銅柱の拓本を得たのである。<sup>(44)</sup>これは銅柱拓本について言及した唯一な文字記録である。その後、拓本の行方はよく分からなくなってしまった。いまは王昶『金石萃編』によつてその文字を読むしかない。

秦漢以降の盟誓は、ほとんど境界の領土紛争より起こった。このため、関連する各方が境界で盟誓の手段を用いて、境界を画定し、永遠に盟約を遵守することを誓った。同時に誓約の内容を銅・鉄・石碑などに鑄刻して地下に埋め、境界線を定めて境界標識とした。上述した南方の銅柱誓約文は、まさにその代表的な文物である。中国古代史上では、三国時代の呉と蜀、唐代の唐朝と吐蕃国、そして宋と遼・金との間で互いに類似の境界盟誓が行われた。しかし、今日に至るまで、唐の穆宗の長慶二年（八二二年）、唐朝と吐蕃の間で盟誓を行った後で立てられた会盟碑のみが、この世に伝存するのみである。

唐と吐蕃の会盟は、それぞれの国内政治・軍事情勢の変化によつて生じたのである。七世紀の半ば、唐朝は内憂外患であつた。内部は安史の乱があり、辺境は藩鎮の反乱があつた。周辺の隣国は、唐辺境の軍事力の相対的弱体化の機会を捉え、唐の辺境を攻めはじめた。とりわけ唐の西南部と隣接する吐蕃国は、大歴二―一三年（七六七―七七八年）の間、毎年八・九月になると唐の境に侵入した。これは吐蕃の遊牧民族としての生産の特徴と関係がある。唐の宰相の元載は、大歴八年（七七三年）に奏上した「吐蕃策」で指摘しているが、吐蕃は青海湖をその夏营地としており、唐の領域内の隴山西の監牧地を冬营地としている。<sup>(45)</sup>ゆえに、唐が吐蕃と最も直接衝突しやすいのは国境問題なのであり、唐と吐蕃が会盟を行う主な目的は、吐蕃との国境線を画定するためであつた。

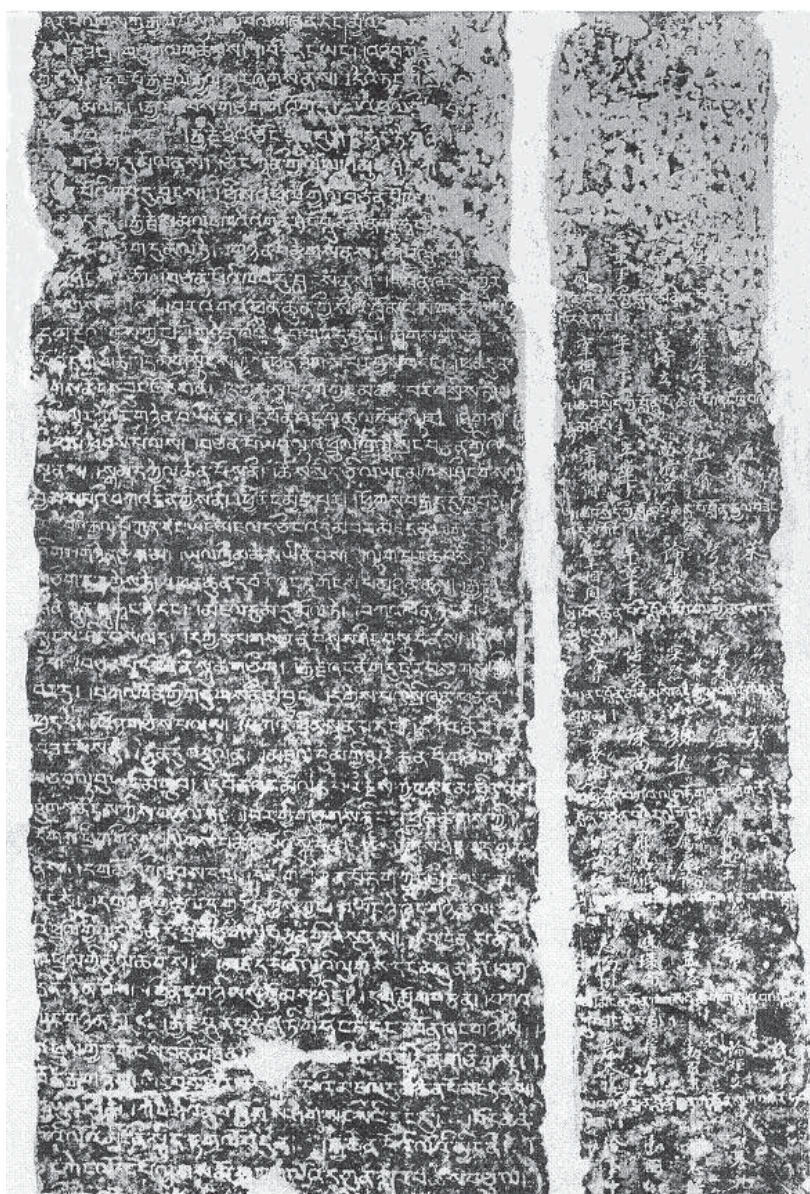
唐と吐蕃との間で行われた盟誓は多くないが、神龍年間の会盟と、貞元三年の平涼の偽盟を除けば、宝応元年（七六一

年)、建中四年(七八三年)、および長慶元年(八二一年)・二年(八二二年)の数回しかない。建中と長慶の唐蕃盟誓の原因およびその経緯に関しては、佐藤長が一九五九年に出版した『古代チベット史研究』が、非常に詳細に整理し、見事な考察を加えている。<sup>(46)</sup> その大要を述べると、建中会盟は、唐の西部における軍事力が強化されたことに繋がれる。このとき、吐蕃では内部の王位争いで権力闘争が激しくなり、国内の政治情勢は混乱に陥ってしまった。国内の乱を全力に鎮静のため、外部の安定的な秩序を営もうとした。ゆえに唐との修好を求めたのである。特にこの会盟の実現を推進した契機は、唐の代宗の死と徳宗の即位である。徳宗は吐蕃に対しては比較的柔軟な姿勢をとり、例えば唐に抑留していた捕虜・僧尼五百人余りを、各々に襲衣を賜って帰国させ、<sup>(47)</sup> また吐蕃王の提示した、靈州の西、賀蘭山を境界と定めて譲歩した。双方の一連の努力によって、ついに建中三年(七八二年)一〇月、国境で盟誓が行われた。<sup>(48)</sup> 盟誓の準備時間が必要なので、改めて翌年(七八三年)正月一五日、辺境の清水の西で挙行された。これを「清水の盟」という。このときの唐蕃盟誓は、『旧唐書』張鎰伝に詳細に記録されている。

清水の盟が立てたことによって、安史の乱以来唐蕃三〇年余りの長きにわたる対抗が終わった。

ところが、唐の周囲には、ウイグル・南詔などの異民族があり、これらの民族との多角的な関係が、唐と吐蕃をなすおも摩擦と戦争の衝突に置いたのである。吐蕃と対抗するウイグル人が唐に接近したため、吐蕃の嫉妬を引き起こした。唐の穆宗の長慶元年(八二一年)六月、吐蕃は唐の青塞堡に進攻し、唐軍の反撃を受けて敗れた。八月、吐蕃の大臣尚綺力陀思は、長安に赴いて唐に盟を求める国書を手渡し、唐もまたこれに応じている。同年八月、ついに宰相崔植ら一四人と吐蕃の大臣の論納羅とが、長安西郊の王会寺で盟誓を行った。次の年(八二二年)五月、劉元鼎をラサに派遣して大臣の鉢闡布と盟誓を行い、三年目(八二三年)には盟誓文を巨石に刻み、大昭寺の前に建てた。

しかし、長慶二年の唐蕃会盟の後、大昭寺内に石碑を建てたことは、どの文献にも記載がない。この石碑の存在は、清朝康熙年間に至ってようやく人の知るところとなった。乾隆・同治年間にこの石碑の拓本が二度とられた。しかし、そのとき清の人は漢文がある正面と左右両側のみ拓本をとったが、チベット文が刻されている裏面は、全く拓本がとられていないのである。その後、唐蕃会盟碑の存在と拓本の流布は、人々の興味を引き起こした。孫星衍・嚴可均・陸增祥・羅振玉といった、多くの金石学者や金石收藏家には、その石碑に関する著録・研究がある。<sup>(49)</sup>



図七 長慶二年唐蕃会盟碑拓本の一部  
内藤湖南「拉薩の唐蕃会盟碑」による

長慶二年の唐蕃会盟碑の存在は、日本の学者の興味を呼び覚まし、かの地へ赴いてこの石碑を尋ねる人が絶え間なく現れた。京都帝国大学教授の内藤湖南は、一九一一年前後にこの石碑四面の拓本写真を入手した（長慶二年唐蕃会盟碑拓本の写真の一部、図七参照）。当時内藤氏を手助けして会盟碑のチベット文を漢文に翻訳したのは、同大学の西蔵文

の講師寺本婉雅であり、寺本がラサの大昭寺へ赴いて実地調査をしたとき、この石碑を目にすることはなかった。そしてまた河口慧海も、ラサでこの石碑を尋ねたが、結局探せなかった。<sup>(50)</sup>この点について、佐藤長は、「我が国では入蔵の先輩河口、寺本両氏はともにこれに注意せず、稍々遅れて入蔵した青木によって初めてその存在が確認された。」と指摘している。<sup>(51)</sup>前世紀七〇年代、中国の文化大革命後、第一回日本訪中団がチベットを訪問し、ラサの大昭寺も見学した。訪中団メンバーの一人である島田政雄は日本に帰国後、『チベットその歴史と現代』<sup>(52)</sup>を出版し、その本に、



図八 唐蕃会盟碑

島田政雄『チベットその歴史と現代』による

唐蕃会盟碑の実物を確実に見た、そして会盟碑とその周囲の様子を撮影している（唐蕃会盟碑、図八参照）。

唐蕃会盟碑は高さ一丈五尺に達し、文字だけの部分の高さも一丈余りである。石碑の正面、裏面と左右両側にはみな文字が刻まれる。正面と左右側面には漢・チベット二種類の文字があり、裏面はチベット文のみである。

碑文の内容に関しては、時代の古さや、碑文の摩滅・断裂が甚だしいために、多くの個所が釈読不可能である。

しかし、この碑文を収録した『大清一統志』西藏と『龍威秘書』西藏記の碑文には、一字も残欠がない。ここに後人が勝手に文字を書き加えたことを否定できず、ゆえにその信頼性は疑いを抱くに足りるものである。内藤湖南は自分の手許にある拓本の写真版を根拠に、新・旧唐書の吐蕃伝と『冊府元龜』を参照し、左半分のチベット文を加え、無理な修正をしない鉄則を守り、釈文を発表した。<sup>(53)</sup>内藤の後、民国二三年（一九三四年）、姚薇元もこの碑文を入念に研究し、『燕京學報』に「唐蕃會盟碑跋」を発表した。姚氏は「碑文は各行八四字、内藤は誤って八二字に作る。よって録するところの碑文は各行二字少ない。」とした。<sup>(54)</sup>今、内藤湖南の釈読した會盟碑文を底本とし、あわせて姚薇元の考釈の跋文を付加すると以下のようになる。

(五) 唐蕃會盟碑

(正面漢文)

大唐文武孝德皇帝      大蕃聖神贊普      舅甥二主、商議社稷如一、結立大和盟約、永無渝替、神人俱以証知。

世世代代、使其稱贊、是以盟文節目題之於碑也。(第一行)

文武孝德皇帝與      贊陛下、二聖舅甥、濟哲鴻被、曉今永之屯、亨矜愍之情、恩覆其無内外、商議

叶同、務令万姓安泰、所思如一、成久遠大善、再統慈親之情、重申隣好之義、為此大和矣。今(第二行)

蕃漢二国、所守現管本界、      已東(姚跋文はみな、悉為“二字がある”)大唐国界、已西尽是大蕃境土、彼此不為寇敵、不举兵革、不相侵謀封境。或有猜阻、捉生問事訖、給以衣粮放歸。今社稷叶同如一、為此大和、然舅甥相好之義、善 (第三行)

每須通伝、彼此馭騎、一  
（姚文にはここに「旧路」二字を加える）、蕃漢并於將軍谷交馬、其綏  
戎柵已東、大唐祇応。清水梟已西、大蕃供応。須合舅甥親近之礼、使其両界煙塵不揚、罔聞寇盜之名、復無驚恐  
之患、封人撤備、郷土俱（第四行）

安、如斯樂業之  
、遍於日月所照矣。蕃於蕃国受安、漢亦漢国受樂、茲乃合其大業耳。依此

盟誓、永久不得移易。然三宝及諸賢聖、日月星辰、請為知証、如此盟約、各自契陳。刑牲為盟、設此大（第五行）

約、儻不依此誓、蕃漢  
禍也、仍須讎。及為陰謀者、不在破盟之限。蕃漢君臣、并稽告立誓、周

細為文。二君之驗証以官印、登壇之臣、親署姓名、互（姚薇元がチベット文を検討により「手」とした）執、如

斯誓文、載於王府焉。（第六行）

（左側漢文）

大蕃宰相和好登壇立盟官寮名位

大蕃宰相・同平章事名位

政同平章事沙

天下兵馬都元帥同平章事尚綺心儿

同平章事

天下兵馬副元帥同平章事

宰相同平章事論結贊世熱 宰相同平章事尚綺

立贊窟寧悉当 宰相同平章事尚綺立熱貪通 宰相同平章事論類藏弩悉恭

大蕃諸寮案登壇者名位

曩論琛尚類熱窟寧贊 毗論伽羅篤波属盧論贊熱土公 悉南毗波琛尚旦熱悉諾匝 岸奔榼蘇户属勃羅末論矩立藏名

摩 給事中勃 伽論悉諾熱合乾資悉波折逋額論悉 昔幹窟 毗論設 尚 藏他 贊 刑部尚書 論結 贊

(右側漢文)

大唐宰相和好登壇立盟官寮名位

大唐宰相・同平章事名位

正議大夫・門下侍郎 朝散大夫・中書侍郎・同平章事崔植 太中大夫・中書侍郎・同平章事王播 中大夫・

尚書戸部侍郎・同平章事杜元穎 正議大夫・兵部尚書蕭俛

大唐諸寮案登壇者名位

金紫光祿大夫・尚書左僕射韓皋 朝議郎・御史中丞牛僧孺 太中大夫・尚書右僕射兼吏部尚書李絳 銀青光祿

大夫・戸部尚書楊於陵 通議大夫礼部尚書韋綬 金紫光祿大夫・尚書左僕射兼太常卿趙宗儒 太中大夫・礼部尚

書兼司農卿裴武 正議大夫・京兆尹兼御史大夫柳公綽 銀青光祿大夫・工部尚書兼右金吾衛大將軍郭縱 大

夫・大理卿兼御史大夫劉元鼎 郎・兵部郎中兼御史中丞劉師老 郎守尚舍奉御 大將軍兼監察御史・

驍騎尉李武 朝散郎・京兆府奉先県丞兼監察御史李公度

唐蕃会盟碑は、千年の風雨を経た歴史的な文物であり、現在も依然として大昭寺の前面に聳え立っている。<sup>(55)</sup>

本節では戦国秦漢以降の文献に記録され、世間に流布した盟書遺物を収集し検討を行った。なおも行き届かぬ虞れがあるが、先述した幾例かの盟誓および盟書は、戦国秦漢以降、社会における盟誓の状況がある程度に反映したともいえよう。この時代に盟誓の内容と盟書の種類は、相当単一であるし、盟誓の主体者の身分もはなはだ限定されてい

る。「銅柱の誓」、「唐蕃会盟碑」、および文献に保存された三国の呉蜀同盟は、すべて両側（国あるいは族）の境界の境界線と永遠の友好を約束する盟誓である。鉄券はさらに特殊であり、皇帝または主君が臣下に対して赦免する誓約である。まさに本節のはじめに述べたように、これは中央集権支配体制の成立と、律令制の推進へと繋がるであろう。個人がその社会における地位および自由行動は、いずれも集権統治のネットワークに据え付けられた。つまり個人の行為に制約は、完全に行政的な法律の手段を通して実施された。盟誓は戦国秦漢以降、段々とその機能を喪失しつつあり、次第に歴史の舞台上から消えていった。

ところが、このような法規・法令はただ皇帝のみを除外する。中央集権支配体制の下では、行政的法令は唯一及ばないのは、世に頂点に存在する皇帝である。皇帝に対して、いかにしてその行為を制約されるのであろうか。いかにしてその誓言を守ることを保証するのであろうか。それは、先に述べた盟誓が盛行した原理と同じである。つまり、人間の心に、神に対する崇拜およびその延長線上にある神罰に対する恐れがあるからこそ、皇帝でさえも自らの行為を制限することになるのである。「鉄券の誓」であれ、「銅柱の誓」や会盟碑であれ、その盟誓の主体者はいずれも、皇帝や皇帝を代表とする王朝など、最高に位置するものである。彼らを凌駕できる権威は存在しないので、盟誓が利用されている。このことが、戦国秦漢以降の盟誓主体者の身分が単一化した原因なのである。

## 余論

盟誓は、人間が神に対する崇拜、およびその延長線上にある神霊あるいは神罰への恐怖心に基づいて発生した、個



人の恣意的な行為を制約する方法であり、早くは新石器時代に現れた一つの古びた習俗であり、律令制度が実施される前、安定な秩序を有効に維持する手段として、世間では盛んに利用された。盟誓で神に宣誓することは、儀式全体において最も鍵となるものである。宣誓には通常、口頭宣誓と誓言の文書化という二種類の形式がある。そして誓言の文書化の前提が、文字の出現と使用であることはいうまでもない。中国は少なくとも今から三千年以上前には、文字の使用に十分熟練していたが、そのとき文字を用いて盟書を制作することはまったくなく、完全な盟書が出現するのは春秋時代を待たねばならなかったのである。

戦国秦漢以降は、中央集権体制の確立と行政律令制度の推進に伴い、盟誓はもはや社会秩序を維持する主要な方式ではなくなった。しかし、中央集権体制外や、律令・法規の規範外の場合は、盟誓は、政治的秩序および人間関係を維持する手段として使用された。戦国秦漢以降の盟書遺物に関する本稿の調査結果からは、国と国の間、国と族の間、皇帝と大臣の間において、盟誓の手段を通して契約関係を確定したことを知り得る。しかし実際には、普通の庶民の間や、何がしかの民間宗教団体の間で、盟誓を結ぶことによつて、特定の社会関係を維持する事例はもつと多い。しかし、このような盟誓は、民間で地位の低い人々の間で行われたものであるから、当然史書に記載されることは少なく、後代の人も詳しく知ることはできない。

盟誓を結ぶとき、とりわけ盟辞を文書化する場合に、通常は盟書を制作する必要があった。まず、文字ができる史官・祝巫などの専門の人が、盟書を作成し、そして玉・石、金属など記録媒体に書き留める。盟誓の儀式が完了した後、一部を山林に埋めたり河川に沈めたりした。盟書の材料を玉・石・銅・鉄のような腐敗し難いものとしたのは、誓言を永遠に改変しない意をこめたのである。このため盟書遺物は当然ながら、まだ世に存在しているはずである。では

何故に、今に至るまでの盟書遺物の出土がこれほどまでに少ないのだろうか。このことは盟書の処理方法と関係があると推測できよう。盟書は神に届く証拠物件であって、人間と神のつながる道筋は、全て人跡が稀な山林・河川などの地である。先に述べた侯馬・温県盟書の事例のように、一回の盟誓参加者が数百から千人に上ることは、ごく例外的なことである。こうしたことは、盟書の発見には不利な要素である。盟書遺物は、決してこれらに止まるものではなく、もっと深く静かなところに眠っていると思われる。したがって、今後の新たな考古発見に期待するのである。

1 中田薫「起請文雑考」(『法制史論集』第三卷「債権法及び雑著」、岩波書店、一九四三年六月)九五八〜一〇〇七頁。ある民俗学研究者は、盟誓を「神判」の一つの分岐に帰せしめている。夏之乾『神判』、「神判法的種類」(中華本土文化叢書、上海三聯書店、一九九〇年八月)二二〜二九頁参照。

2 中村直勝『起請の心』(便利堂、一九六二年)参照。

3 湖北省荊沙鐵路考古隊楚簡整理小組編『包山楚簡』(文物出版社、一九九一年一〇月)。第二三號簡・第二二〇〜二二三號簡。第一三二〜一三九號簡には、証人が証言する前には盟誓の儀式を行わねばならず、自己の証言が誠実で信頼できるものであることを宣誓するという訴訟の過程が記録されている。一八、二五〜二七頁。

4 盟誓祭儀の基本要素とその社会的機能との関係については、拙稿「中国古代盟誓機能性原理的考察——以盟誓祭儀儀式的討論為中心——」の第一部分「盟誓行為構成的基本要素及其功能」(『史林』、上海社会科学院歴史研究所刊行、二〇〇六年第一期)八三〜九一頁参照。

5 古代中国において誓辞の文書化、すなわち盟書の出現は、漢字の使用場所の拡大に伴って発生した新たな社会現象である。この点に関する最新の研究は、平勢隆郎『よみがえる文字と呪術の帝国——古代殷周王朝の素顔——』(中央公論新社、

二〇〇一年六月) 第三章一四五～一六二頁)、同『春秋』と『左伝』(中央公論新社、二〇〇三年二月) 第一章第一節二一～二七頁)、拙稿「盟誓における載書についての考察」(『東洋文化』第八一号、東京大学東洋文化研究所、二〇〇一年三月) 一四六～一五一頁。

6 山西省文物工作委员会編『侯馬盟書』(文物出版社、一九七六年二月)、河南省文物研究所「河南温県東周盟誓遺跡一号坎発掘簡報」(『文物』、一九八三年第三期)。

7 陳夢家「東周盟誓与出土載書」(『考古』、一九六六年第五期)。

8 吉本道雅「春秋載書考」(『東洋史研究』第四三卷第四号、一九八五年三月)。

9 Susan Wardの博士論文は未見であるが、盟書に関する研究は、二〇〇〇年八月に北京大学で開催された「新出簡帛国際学術研讨会」において、同氏が提出した論文「侯馬和温県盟書の背景研究」で提示している。その他、盟書の書式の研究については、拙稿「盟誓における載書の書式に関する一考察」(東京大学中国哲学研究会編『中国哲学研究』第一八号、二〇〇三年三月)参照。

10 筆者は前掲注(5)論文(一四〇～一四六頁)において、「載」の字義について検討した。「載」とは、殷王室の先祖を祭る「祭・宗・魯・三・翌」の五祀に「宗」の祭りである。「載」は先祖を祭る方法であり、春秋期まで諸侯により続けて行われた。『国語』晋語と『詩経』大雅載見篇では、「載」の字が依然として祭祀の意味を表すことを明らかにした。

11 文字記録の材料である竹簡帛書が大量に出土する今日、「書」の真の意味とその古代における使い方は、研究者のさらなる論議への興味を引き起こしている。李零は、最近の著書『簡帛古書与学术源流』(三聯書店、二〇〇四年四月)三四～五一頁で、「書」には三つの意味があるとした。すなわち、文字としての書・档案としての書および典籍としての書である。個人の独立した思想と自由思想を表す典籍・経書が形成・発展する以前の時代、「書」はその大部分が、李零が纏めたところの第二類、つまり档案の性格をもつ文書であった。「載書」の「書」も、当然文書の意味をもつ。

12 錢穆は「周官著作時代考」(『燕京学報』一一、一九三二年六月)で、「周礼」の成書を戦国期とした。近年、平勢隆郎は『左伝』「公

羊伝』・『穀梁伝』などの典籍について、改めて系統的に史料批判的な研究を進め、『周礼』成書を戦国中後期とする見解を提示した。平勢隆郎『周礼』の構成と成書国』（『東洋文化』第八一号、東京大学東洋文化研究所、二〇〇一年三月）参照。

13 郭沫若は、邾公釗は魯の成公一七年（紀元前五七四年）に死した邾定公獲且とする。（『西周』三・一九一―一九二葉）呉大澂（『窓齋』第一冊二二葉）も「この鍾篆体は古文体と似ておらず、小篆の書体が成立しつつあるところである。」と述べている。

14 鎌田重雄「中国古代の同盟」（『史論史話』第二、新生社、一九六七年五月）二六五頁。

15 『周礼』秋官大司寇には、「以両造禁民訟、入束矢於朝、然後聽之。」とある。孫詒讓が『周礼正義』に『詩経』大雅大東篇の「其直如矢」を参照して、民が訴訟の際、矢を用いたのは、「誠信」を示すためとした。孫詒讓『周礼正義』卷六六、十三經清人注疏本（中華書局、一九八七年二月、第十一冊、二七四八頁）。

16 矢人盤の作器を厲王期とするのは、王国維『散氏盤跋』（『觀堂集林』卷十八）と馬承源（上海博物館商周青銅器銘文選編寫組『商周青銅器銘文選』一、文物出版社、一九八六年）である。平勢隆郎『よみがえる文字と呪術の帝国』（前掲注（5））六一頁は穆王期とする。その他、孝・夷王期（白川静『金文通釈』第二四輯（白鶴美術館誌、一九六八年）「散氏盤」）などがある。以上が代表的な説である。

17 馬承源は懿王期説をとる。前掲注（16）参照。程武「一篇重要的法律史文献——讀匭匱銘文札記——」（『文物』、一九七六年第五期）と盛張（本名は黃盛璋）「岐山新出匭匱若干問題探索」（『文物』、一九七六年第六期）は、宣王期説をとる。

18 この銘文の意味は非常に難解である。銘文中の人物関係などのさらなる解明が待たれるが、誓約文は比較的明瞭である。

19 唐蘭は早くから、「用青銅器銘文來研究西周史——綜論宝鷄市近年發現的一批青銅器的重要歷史價值——」（『文物』、一九七六年第六期）四〇頁で、「少なくとも周の康王までであり、全て商の制度と禮儀を繼承した。」と指摘していた。

20 唐蘭前掲注（19）論文。

21 平勢隆郎『左伝の史料批判的研究』（東京大学東洋文化研究所、汲古書院、一九九八年二月）一五五―一六二頁。

- 22 拙稿「『左伝』に見える盟誓記事についての史料批判的検討」(史料批判研究会編『史料批判研究』第二号、一九九九年六月)六～七頁参考。
- 23 侯馬盟書の年代に関しては、江村治樹の三十年来の研究による総括的な整理がある。同氏『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』(汲古書院、二〇〇〇年二月)第三部第三章「侯馬盟書の性格と歴史的背景」参照。
- 24 『侯馬盟書』(前掲注(6))一一～二四頁。
- 25 『侯馬盟書』(前掲注(6))、「侯馬盟書及其発掘與整理」一一頁。
- 26 侯馬盟書の新しい分類に関しては、拙稿「盟誓における載書の書式に関する一考察」(東京大学中国哲学研究会編『中国哲学研究』第一八号、二〇〇三年三月)九六頁参照。
- 27 侯馬盟書の出土番号は、いずれも『侯馬盟書』(前掲注(6))に付されたものによる。
- 28 郭沫若「侯馬盟書試探」(『文物』、一九六六年第二期)参照。
- 29 黄盛璋「關於侯馬盟書的主要問題」、『中原文物』、一九八一年第二期。
- 30 温県盟書の出土番号は、いずれも「河南温県東周盟誓遺迹一号坎発掘簡報」、前掲注(6)。
- 31 羅鳳鳴(Susan R. Wardの中文名)「整理温県盟書撮影成像項目：方法概述」(二〇〇〇年八月一九～二二日、北京大学「新出簡帛国際学術研討会」における報告)。羅鳳鳴の文章は、このシンポジウムの論文集である艾蘭・邢文編『新出簡帛研究』(文物出版社、二〇〇四年二月)八〇～八七頁に収録されている。
- 32 河南省文物研究所・河南省丹江庫区考古隊・浙川県博物館『浙川下寺春秋楚墓』(文物出版社、一九九一年一〇月)二五八頁。
- 33 詛楚文石碑に関しては、郭沫若「詛楚文考釈」(一九四七年七月、『郭沫若全集』考古編九所収、科学出版社、一九八二年九月)。詛楚文の研究に関する概況などについては、拙稿「秦の詛楚文についての再検討」(『中国出土資料研究』第二号、一九九八年三月)参照。その中国語版は、中国文物研究所編『出土文献研究』第五集(科学出版社、一九九九年八月)に収録されている。

- 34 戦国時代の盟誓の研究については、工藤元男「戦国の会盟と符——馬王堆漢墓帛書『戦国縦横家書』二〇章をめぐって——」（『東洋史研究』第五三巻第一号、一九九四年六月）参照。
- 35 伍崇曜（清）校勘『嶺南遺書』所収。
- 36 『金石萃編』巻一百十八、唐七十八、賜錢武肅王錢鏐鉄券。鉄券文については、元の陶宗儀『南村輟耕録』巻十九、錢武肅鉄券（元明史料筆記叢刊之一、中華書局、一九五九年二月）も参照すること。
- 37 陸游『渭南文集』（四庫叢刊本）巻三十一、「跋唐昭宗賜錢武肅王鉄券文」に、「鉄券實藏臥内、状如箭瓦。」とある。
- 38 『三国志』呉書二、呉主伝第二、「黄龍元年春（筆者注：二二九年）……（孫権）南郊即皇帝位。……六月、蜀遣衛尉陳震慶權踐位。權乃参分天下、豫青徐幽属呉、兗冀并涼属蜀。其司州之士、以函谷関为界、造为盟曰、……有渝此盟、創禍先乱、違貳不協、滔慢天命、明神上帝、是討是督、山川百神、是糾是殛、俾堕其師、无克祚国。于爾大神、其明鑑之。」
- 39 『後漢書』巻二十四、馬援列伝第十四参照。馬援の銅柱に関する最新の研究は、桜井龍彦「境界に立つ柱 馬援の銅柱をめぐる」について（『日中文化研究』第一輯、勉誠社、一九九一年）、吉開将人「馬援銅柱をめぐる諸問題」（ベトナム社会文化研究会編『ベトナムの社会と文化』第三号、風響社、二〇〇一年二月）参照。しかし、学者達は一般にその歴史地理学・政治地理学に基づく立場に注目しており、銅柱の存在や銅柱の所在地域などのような、考古・文学の立場からの研究は、ほとんど空白に近い。
- 40 程大昌『演繁露』附録、「儒学警悟」と「学津討原」はみなこの本に収められている。
- 41 馬希范のことについては、『旧五代史』巻一百三十三、世襲列伝第二、「新五代史』巻六十六、楚世家第六馬殷参照。
- 42 清の王昶『金石萃編』巻一百二十一、五代一所収。
- 43 朱彝尊『曝書亭集』（四部叢刊初編、集部、上海商務印書館縮印原刊本）巻四十六「溪州銅柱記跋」。
- 44 朱彝尊『曝書亭集』「溪州銅柱記跋」、上掲注（四十三）に、「康熙戊午（筆者注：康熙一七年「一六七八年」）昆山葉徵士、奕苞相聚京師、語及金石文。自言家有銅柱記拓本、乃托其郵致、具録記文審定楚世家之誤。」

- 45 『旧唐書』卷二百十八、元載伝。
- 46 佐藤長『古代チベット史研究』（東洋史研究会、一九五九年一〇月）下巻 各論の第六「建中会盟への過程」と第七「長慶会盟前後」、五七五～七〇八頁。
- 47 『資治通鑑』大歴十四年八月条。
- 48 『冊府元龜』卷九百八十、外臣部通好建中三年九月条。
- 49 孫星衍「吐蕃会盟碑」（『寰宇訪碑録』卷四、平津館叢書第十集所収）、陸增祥「盟吐蕃碑」（『八瓊室金石補正』卷七一）、嚴可均「盟吐蕃題柱文」（『鉄橋金石跋』卷三、聚學軒叢書第二集所収）、羅振玉「唐蕃会盟碑跋」（『雪堂金石文字跋尾』卷四、永豐鄉人藁所収）。
- 50 内藤湖南は、大正七年（一九一八年）四月に東京帝国大学で開催された史学会において、ラサの唐蕃会盟碑の講演を行っている。講演では寺本・河口両氏が会盟碑を尋ねたことに言及されている（この講演原稿は、昭和三年一九二七年に内藤湖南の整理により「拉薩の唐蕃会盟碑」として発表した『研幾小録』に所収、のち『内藤湖南全集』第七巻、弘文堂、一九七〇年二月、所収）。
- 51 佐藤長前掲注（四十六）本の下巻、八八三～八八四頁。
- 52 島田政雄『チベットその歴史と現代』、四五頁、三省堂、一九七八年四月。
- 53 内藤湖南「拉薩の唐蕃会盟碑」、前掲注（50）。
- 54 姚薇元「唐蕃会盟碑跋」（『燕京學報』第一五期、一九三四年）八九～九九頁。
- 55 筆者はまだチベットを訪れたことはなく、唐蕃会盟碑の実物を目の当たりにする機会はまだないが、本稿における歴代の盟誓遺物の調査を行うにあたり、特にこの石碑の現存状況に注意を払っている。この二、三年にチベットの大昭寺を訪れた多くの友人に石碑の所在を尋ねたが、皆が大昭寺の前にこの碑を見なかったという。二〇〇五年六月、上海で開催された「古代内陸欧亜与中国文化學術研討会」において、チベットを研究する専門家から最新の消息を聞いた。唐蕃会盟碑は千年風雨に曝されてきたことに鑑みて、石質の風化がひどく、この貴重な文物を保護するために、地元の政府は石碑本体を屋根で覆い、しばらく

く一般公開しないとのことである。

### 所引金文・青銅器著録略号一覧

窓齋 吳大澂『窓齋集古録』（一八九六年、一九一八年刊行）

両周 郭沫若『両周金文辞大系図録考釈』（一九三五年、増訂新版、考古学専刊甲種第三號、科学出版社、一九五七年二月）

通釈 白川静『金文通釈』白鶴美術館誌第一 五二輯、一九六二年 一九八〇年

銘文選 上海博物館商周青銅器銘文選編写組編『商周青銅器銘文選』、文物出版社、一九八六年）

法書ガイド一 松丸道雄等『中国法書ガイド』一、一九九〇年二月

法書選一 松丸道雄等『中国法書選』一、一九九〇年二月